



「マイナンバー」を提出してください」と言われたのですが…

マイナンバー制度と関連するサービスをご案内します

マイナンバー制度

マイナンバー制度は、平成27年度から始まった新たな社会基盤の制度です。

この制度により、年金や

雇用保険・医療保険などの社会保障の手続きや、税の申告、災害発生時の支援などが円滑で正確に行われるようになりました。

就職先やアルバイト先、資産運用の手続きで銀行や

証券会社にマイナンバーの提示を求められますが、利用できる手続きは法律で定められていますので注意しましょう。

☎ **0120(95)0178**

ダイヤル

☎ **0120(95)0178**

☎ **0120(95)0178**

☎ **0120(95)0178**

☎ **0120(95)0178**

☎ **0120(95)0178**

マイナンバーカード申請書 イメージ

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日	年	月	日
申請者氏名(自署)	印		

●以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

<input type="checkbox"/> 署名用電子証明書※	不要	※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。
<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書	不要	

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	ふりがな	代理人氏名(自署)	印	本人との関係
	代理人住所	(電話番号)		

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。
- 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。



通知カード

各世帯には一人一枚ずつマイナンバーをお知らせする「通知カード」が送付されています。

「通知カード」を紛失してしまった場合には、再発行することもできますが、お急ぎの場合はマイナンバー入りの住民票を取得することで番号を確認することができます。

マイナンバーカード

通知カードに同封して送付された申請書を使用して、顔写真入りの「マイナンバーカード」を作成すると、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、コンビニエンスストアで住民票の写しなどが取得できる「コンビニ交付サービス」も利用できます。

申請から1ヶ月程でお手元に通知が届きますので、役場窓口にご持参いただき、本人に交付します。マイナンバーカードは運転免許証やパスポートと同じように大切な本人確認書類ですので、原則本人に交付します。

コンビニ交付サービス

コンビニエンスストアのマルチコピー機から、「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「課税(非課税)証明書」が取得できるようになりました。

「マイナンバーカード」のICチップに格納されている電子証明書とマイナンバーカード取得時に設定した「パスワード」で本人であることを確認し、証明書が発行されます。

役場の開いていない早朝、夜間や休日でも取得することができ、

◎利用可能時間

午前6時30分～午後11時
※12月29日～1月3日と保守点検日を除く。

問 住民課住民班

☎(84)1214